

防官文第769号  
28. 1. 21

大臣官房衛生監  
大臣官房施設監  
大臣官房報道官  
各大臣官房審議官 殿  
各 局 長  
統 合 幕 僚 長  
防衛装備庁長官

大臣官房長

政府参考人による国会審議への対応について（通知）

今般、参議院予算委員会補正予算基本的質疑の質疑開始時刻に、防衛省の政府参考人3名が遅刻する事態が発生した。

危機管理省庁たる防衛省において、政府参考人をはじめとする幹部職員の登庁が天候に左右されることはあってはならない。

各局長等におかれては、国会審議における政府参考人の重要性に鑑み、二度とこのような事案が発生しないよう、別添を参考に万全の態勢をとり、国会審議に対応されたい。

別添：公共交通機関の遅延・混乱等が予想される場合の国会審議の対応について

## 公共交通機関の遅延・混乱等が予想される場合の国会審議の対応について

### 1 前泊

万が一にも質疑への遅刻が生じないように、質疑開始時刻が早い場合には、自宅が国会から遠い政府参考人は、以下のとおり、省又は国会近傍において前泊する。

- (1) 省又は国会近傍の部外宿泊施設に宿泊
- (2) 答弁補佐要員も含め、省内に宿泊（簡易ベッド等）

### 2 官用車の利用

現在、自宅が省から遠い局長等については、公共交通機関により通勤しているが、公共交通機関は天候による遅延度合いについて予測がつきにくいことから、政府参考人たる局長等については官用車による登庁を原則とする。

- (1) 政府参考人として頻繁に国会に出席することとなっている局長等については、原則として、平素より、自宅からの登庁に官用車を利用することとする。
- (2) 道路事情等での渋滞が予想される場合には、臨機応変に送迎時間を繰り上げる等の対応をとる。

### 3 国会担当部局からの注意喚起

以上の対応をとりつつ、国会関連業務をとりまとめる大臣官房より、翌日の天候等の要素も勘案しながら、政府参考人の出席に遺漏が生じないように必要な注意喚起を行う。